総務委員会資料

議案第1号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

経済労働局 平成29年2月8日

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前							
○川崎市附属機関設置条例						○川崎市附属機関設置条例							
第1条~第9条 (略)						第1条~第9条 (略)							
 別表第1(第2条~第5条関係)							別表第1(第2条~第5条関係)						
T T	5長の附属機	関				_	市長の附属機関						
	附属機関	所掌事務	委員の定	委員の構成	委員の任			附属機関		委員の定		委員の任	
			数		期					数		期	
		(略)			•				(略)				
	<削る>							川崎市本庁	本庁舎等の建替えに係る設	5 人	(1) 学識経恩	簽委 嘱	
								舎等設計事	計委託を行う民間事業者の	以内	<u>者</u>	<u> </u>	
								業者選定委	選定に関して調査審議する		(2) 市職員	n,	
								<u>員会</u>	<u>こと。</u>			又は	
												任命	
												され	
												た日	
												から	
												平成	
												29 年	
												3 月	
												31 日	
												まで	
	(略)							(略)					

				改正前									
附属機関	所掌事務	委員の定	委員の構成	委員の任		附属機関	所掌事務	委員の定		委員の任			
		数		期				数		期			
<u><削る></u>						川崎市共に	区における課題の解決を	図 5 人	(1) 学識経験	食委 嘱			
						支え合う地	るための市民が共に支え	合以内	<u>者</u>	され			
							う地域づくりの仕組みに	関	(2) 市民	た日			
						討委員会	して調査審議すること。			から			
										当該			
										日の 属す			
										馬 g る 年			
										度の			
										末日			
										まで			
	(略)						(略)						
<削る>						新川崎・創	新川崎・創造のもり産学	交 7 人	(1) 学識経懸	1年			
						造のもり産	流・研究開発施設を整備	す以内	<u>者</u>				
							る民間事業者の選定に関	L	(2) 市職員				
							て調査審議すること。						
						整備事業推							
	/m+\					進委員会	/m fr \						
	(略)						(略)						
引表第2(第2彡	条~第5条関係) (略)				別表	第2(第2	条~第5条関係) (略)						